

労働契約法20条緊急学習会

ハマキョウレックス事件、 長澤運輸事件の 最高裁判決を踏まえて



解説：ハマキョウレックス事件弁護団

日時：7月9日(月)18:30~20:30

会場：エル・おおさか 606号室

大阪市中央区北浜東3-14 電話06-6942-0001 京阪・地下鉄「天満橋駅」西へ300m

参加費：1000円

非正規労働者の待遇改善を目的とした労働契約法20条に関する2つの事件で、2018年6月1日に最高裁判所が初めて判断しました。そこでは、同条で定められた文言の解釈、同条違反の場合の効果、定年後再雇用された嘱託社員と正社員との間の賃金格差や手当ごとの格差についてどのように考えるかが示されています。

これらの最高裁判決は、非正規労働者の待遇改善につながる大きな可能性を秘めた内容が含まれています。判決がこれからの労働運動に何をもたらすのでしょうか。今後、どのような点に注意をして、労働運動を展開していくべきでしょうか。

ハマキョウレックス事件を担当した中島光孝弁護士・定岡由紀子弁護士・大山弘通弁護士・藤原航弁護士が、これらの最高裁判決の内容やとらえ方をくわしく解説します。同事件の当事者の方も参加しますので、当事者としての率直な意見も聞ける場となっています。これらの報告を通じて、正規労働者と非正規労働者の格差をどう考えるのか、あるべき賃金とは何か等といった問題についても、みなさまと一緒に考えていきたいと思っています。

現在、審議中の働き方改革関連法案の中の「同一労働同一賃金」に関係する「パート・有期労働法」にも、労働契約法20条とほぼ同じ内容の記載があり、同法案を理解するうえで、これらの判決の正確な理解は必須です。

みなさま奮ってご参加ください。

主催：大阪労働者弁護団

〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8-501 電話06-6364-8620 osaka-rouben@nifty.com

大阪労働者弁護団 宛 (FAX 06-6364-8621)

下記のように7.9学習会への参加を申し込みます。

お名前 _____

所属 (個人の方はご住所) _____

緊急時連絡先 _____

